

滝沢・雫石環境組合地球温暖化対策実行計画

令和6年度～令和13年度

令和6年1月

滝沢・雫石環境組合

目次

第1章 基本的事項

- 1 計画目的……………2
- 2 基準年度・計画期間・目標年度……………2
- 3 対象範囲……………2
- 4 対象とする温室効果ガス……………2

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

- 1 基準年度の二酸化炭素排出量……………3
- 2 要因別の排出状況……………3
- 3 削減目標……………4

第3章 具体的な取組み

- 1 ごみの減量化の推進……………4
- 2 施設の運転管理に係る取組み……………5
- 3 施設設備の改善等……………5
- 4 物品購入等……………5
- 5 その他の取組……………5

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

- 1 推進体制等……………6
- 2 点検体制……………7
- 3 進捗状況の公表……………7

第1章 基本的事項

1 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき都道府県、市町村及び一部事務組合に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものである。滝沢・雫石環境組合（以下「本組合」という。）の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けた取組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成29年度とし、計画期間を令和6年度～令和13年度までの8年間とする。

目標年度については、令和13年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、本組合が独自に設定する年度をいう。

3 対象範囲

実行計画は、本組合が行う施設の運転管理等全ての業務を対象とする。

なお、包括的運営管理委託により、施設の運転管理を外部委託していることから、包括的運営管理委託の受託業者（以下「受託者」という。）とともに、実行計画の実現に向けた取組みを実践する。

対象施設：滝沢清掃センター溶融施設

最終処分場浸出水処理施設

滝沢リサイクル施設

雫石リサイクル施設

4 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律で定められた削減対象となる、7種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

※ 7種類的气体：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

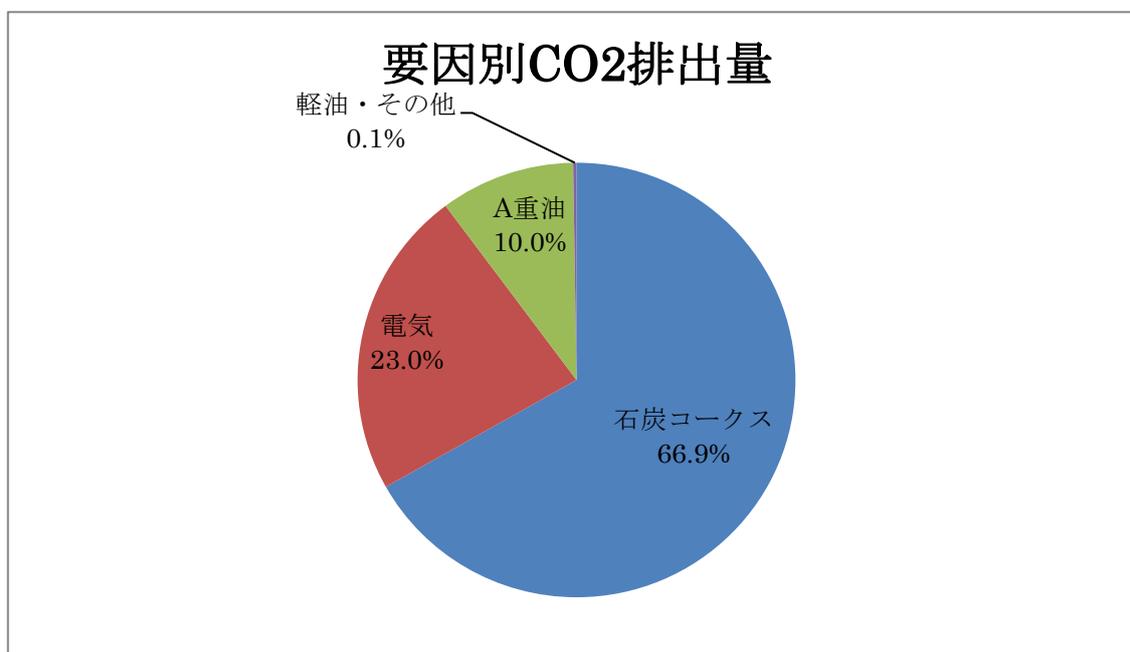
1 基準年度の二酸化炭素排出量

本組合における基準年度（平成29年度）の二酸化炭素総排出量は7,497,471kg-CO₂である。

区 分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	7,497,471kg- CO ₂

2 要因別の排出状況

基準年度である平成29年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、石炭コークスが二酸化炭素排出量の全体の66.9%を占め、次いで電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が23.0%、A重油使用に伴うものが10.0%を占めている。



3 削減目標

平成29年度を基準年度として、計画期間の最終年度である令和13年度の二酸化炭素排出量を、14%削減することを目指す。

なお、石炭コークス及び電気による二酸化炭素排出量が全体の89.9%を占めている。

従って、この主要な二酸化炭素排出源であるコークス及び電気について使用量の削減目標を定め、重点的に削減に努める。

その他燃料については、削減目標値を定めないが、その使用量の削減には努める。

二酸化炭素排出量

区 分	基準年度排出量 平成 29 年度	削減目標	目標年度排出量 令和 13 年度
二酸化炭素 (CO2)	7,497,471kg-CO2	14%	6,447,825kg-CO2

石炭コークス・電気使用量

区 分	基準年度使用量 平成 29 年度	削減目標	目標年度使用量 令和 13 年度
石炭コークスの使用量	1,580.7 t	14%	1,359.4 t
電気の使用量	3,006.7 千 kWh	14%	2,585.8 千 kWh

第3章 具体的な取組み

1 ごみの減量化の推進

ごみの量を減らすことにより、焼却処理量も減ることになるので、ごみ減量化を市と供に積極的に推進する。

- ・ごみ減量化について、市民の意識高揚を市と共に推進する。
- ・集団資源回収事業を通じて、資源となる収集物を市民の手で有効に活用できるよう推進する。
- ・ストックヤード設置事業を推進し、集団資源回収の環境を整える。

2 施設の運転管理に係る取組み

本組合の二酸化炭素排出量は、ごみ焼却・リサイクルの処理工程で使用する石炭コークス及び電気による二酸化炭素排出量が全体の89.9%を占めることから、主要な二酸化炭素排出源である石炭コークス及び電気の使用量削減を中心とした実行計画の推進を図る。

- ・受託者は、日常の施設の運転管理において、ごみ焼却等の適正な処理を前提として使用量の削減に努める。
- ・そのほか、本組合及び受託者は、施設の運転管理において、使用量削減の改善策を研究し実践する。

3 施設設備の改善等

- ・環境負荷の低減に配慮した施設等の整備、適正な管理に努める。
- ・高効率照明への買い換えを順次行う。
- ・施設の緑化を推進する。

4 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

5 その他の取組

①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・廊下やトイレ、湯沸し室等は日中に照度が十分な時や利用者がいない場合等こまめに消灯する。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等は節電モードや電源をこまめに切るように努める。

②燃料使用量の削減

- ・車両の急発進、急加速をしない。

- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
 - ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。
- ③ゴミの減量、リサイクル
- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
 - ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
 - ・使い捨て容器の購入は極力控える。
- ④用紙類
- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
 - ・リサイクル用紙の購入に努める。
- ⑤水道
- ・日常的に節水を心がける。
- ⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進
- ・職員及び受託者職員（以下「職員等」という。）向けに環境保全研修等を行う。
 - ・職員等が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
 - ・クールビズ・ウォームビズを推進する。
 - ・施設の冷・暖房は、利用状況に応じた管理を行う。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1 推進体制等

下記の「推進本部」及び「推進担当者」により計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 推進本部

組合事務局長を本部長とし、受託者総括責任者を構成員として組織し、計画の策定、見直し及び計画の推進点検等行う。

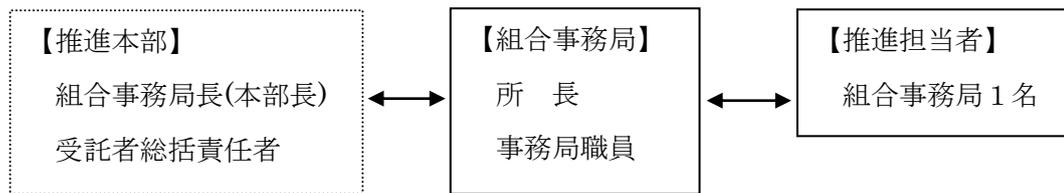
(2) 推進担当者

組合事務局に1名の推進担当者を置く。推進担当者は計画の推進及び進捗状況を把握し、組合事務局及び受託者と点検し、計画の総合的な推進を図る。

(3) 進行管理

組合事務局は、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

(4) 組織図



2 点検体制

組合事務局及び受託者は、推進担当者をとおり、定期的に計画の推進及び進捗状況の点検を行い、推進本部において年1回の点検評価を行う。

3 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回組合ホームページへの掲示等により公表する。